

（第37号議案）

## 中野区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由及び概要

中野区立妙正寺川公園は、中野区立妙正寺川公園条例に基づき設置されている。現行の公園占用料は、令和3年1月1日付で評価替えされた固定資産税評価額を用いて積算し、令和4年4月1日付で施行したものである。

令和6年1月1日に固定資産税評価額の評価替えが行われたことに伴い、単価を改定する。

### 2 公園占用料の積算方法

#### （1）積算方法

種別ごとに令和6年度固定資産税評価額（23区平均）を基に積算する。

公園占用料及び土地使用料単価（月額）

= ア 固定資産税評価額 × イ 使用料率 × ウ 基準占用面積 × エ 修正率

ア 令和6年度固定資産税評価額23区平均（511,605円）

イ 道路占用料の使用料率に準ずる割合（1,000分の2.8）

ウ 当該占用物件の基準占用面積

エ 修正率（「地上」を1とした場合、「上空」は0.5、「地下」は0.3）

#### （2）激変緩和措置

上記計算式により積算した額と現行条例額の1.2倍した額とを比較し、低い方の額を採用する。

### 3 中野区立妙正寺川公園条例新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行予定日

令和7年4月1日

中野区立妙正寺川公園条例新旧対照表

改正案				現行			
目次 (略)				目次 (略)			
第1章～第3章 (略)				第1章～第3章 (略)			
附則 (略)				附則 (略)			
別表 (第10条関係)				別表 (第10条関係)			
占用物件等		単位	使用料	占用物件等		単位	使用料
電柱	本柱、支柱又は支線	(略)	1,933円	電柱	本柱、支柱又は支線	(略)	1,856円
標識			1,145円	標識			1,100円
水道管、下水道管又はガス管	外径40センチメートル未満のもの	(略)	171円	水道管、下水道管又はガス管	外径40センチメートル未満のもの	(略)	165円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		429円		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		412円
	外径1メートル以上のもの		859円		外径1メートル以上のもの		825円
電線	電線 (地下電線以外のもの)	(略)	143円	電線	電線 (地下電線以外のもの)	(略)	137円
	地下電線 外径40センチメートル未満のもの		171円		地下電線 外径40センチメートル未満のもの		165円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		429円		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		412円
	外径1メートル以上のもの		859円		外径1メートル以上のもの		825円
変圧塔、マンホール等の類		(略)	1,432円	変圧塔、マンホール等の類		(略)	1,375円
郵便差出箱又は信書便差出箱			572円	郵便差出箱又は信書便差出箱			550円
公衆電話所			1,432円	公衆電話所			1,375円
地下の占用物件	地上露出部分	(略)	1,245円	地下の占用物件	地上露出部分	(略)	1,038円
	地下部分		429円		地下部分		412円
高架の占用物件			716円	高架の占用物件			687円
天体気象又は土地の観測施設		(略)	1,420円	天体気象又は土地の観測施設		(略)	1,184円

写真撮影	常時占用	(略)	11,280円
	臨時的な占用	(略)	1,997円
ロケーションの ための臨時的な 占用	映画、テレビジョン及びビデオの 撮影	(略)	17,625円
その他の占用		(略)	47円

写真撮影	常時占用	(略)	10,800円
	臨時的な占用	(略)	1,912円
ロケーションの ための臨時的な 占用	映画、テレビジョン及びビデオの 撮影	(略)	16,875円
その他の占用	競技会又は集会	(略)	45円
	上記以外の場合		45円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに使用又は占用の許可を受けている者のうち、当該使用又は占用の期間が1年以内のものに係る使用料の額については、なお従前の例による。